



# 労基署業務を民間委託

## 残業規制

## 初期調査社労士に

政府の「規制改革推進会議」（議長・大田弘子 政策研究大学院大教授）が安倍首相に提出する答申案が22日、明らかになった。政府が2019年度からの導入を目指す罰則付きの時間外労働（残業）規制の実効性を高めるため、社会保険労務士らが労働基準監督署の業務の一部を受託できるようにすることなどが柱だ。

年度に開始し、全国4127ではない約45万か所を20万の事業所のうち従業員10度までに重点的に調査する人以上で労使協定を届け出よう求めた。残りは「21年

度以降に計画的に措置」をとるよう要請している。このほか、行政手続きの電子化を進めるため、同一情報の入力を一度で済ませることの徹底や、企業などが作成する申請書の書式の統一により、「手続きにかかる作業時間を3年間で20%削減する」との目標を明記した。林業や水産業の規制改革策の検討に今年度着手することも盛り込んだ。一方、介護保険サービスと保険対象外のサービスを組み合わせる「混合介護」については、厚生労働省に自治体や介護事業者向けのガイドライン（指針）作成を求める意見が同会議で出ていたが、答申案では現行ルールなどを整理した通知を18年度に出す内容にとどまった。インターネットで授業を中継する「遠隔教育」についても、中学校への導入の明記は見送った。

## 規制改革会議答申案

昨年9月に発足した同会議の答申は今回が初めてで、介護や情報技術などの分野で約140項目の規制緩和策を列記した。23日に答申され、政府は答申を基に6月に規制改革実施計画を閣議決定する。

政府は「働き方改革」の一環として、罰則付き残業規制の導入を目指しているが、企業などの実態を調査する労基署は人員不足などのため、毎年対象の3%程度しか調査できていないのが実情だ。労基署業務の民間委託について、答申案では業務を

補完できるように民間活用を拡大が不可欠と指摘。入札を経て決定した社会保険労務士らに秘密保持を義務付けた上で、企業などへの調査票の配布や取りまとめといった初期的な作業を委託し、調査に及びなかつたり、悪質な違反に当たったりする場合は労働基準監督官が引き継ぐ仕組みの導入を提案した。全国社会保険労務士連合会は、こうした仕組みが導入されれば、約2万6000人の社労士が対応するとの見通しを同会議のヒアリングで説明した。答申案は、民間委託を18

平成30年6月7日  
労働基準局監督課

## 民間委託を活用した新たな取組

時間外及び休日労働に関する協定(36協定)が未届である事業場に対して、民間事業者による集団や訪問での相談指導を、委託事業により実施する。

### 事業概要

#### 1 自主点検の実施

民間事業者から、チェックリスト(自主点検表)の作成やWEB診断の実施について案内を送付し、36協定の締結状況や労働時間の上限の遵守状況のほか、就業規則の策定、労働条件明示の状況なども含めた、基本的な事項について確認する。

#### 2 相談指導の実施

自主点検等の結果から指導が必要と思われる事業場や、自主点検等に回答のない事業場等に対し、民間事業者が、集団的な相談指導や、同意を得られた事業場に対する個別訪問による相談指導を実施。

#### 3 予算額

平成30年度 813百万円

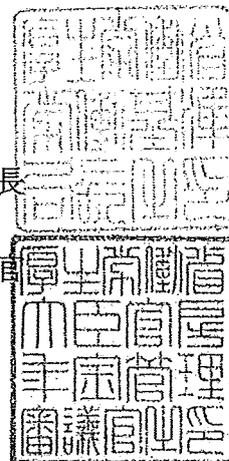
基 発 0330 第 10 号  
年 管 発 0330 第 5 号  
平 成 28 年 3 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会  
会 長 大西 健造 殿

厚 生 労 働 省

労 働 基 準 局 長

大臣官房年金管理審議官



### 社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について

社会保険労務士の懲戒処分事案について、平成 26 年度においては、労働社会保険諸法令に基づく助成金の不正受給を目的とした書類の虚偽申請等、過去最高であった平成 24 年度と同様の 11 件発生している。

さらに、平成 27 年度においては、「社員をうつ病に罹患させる方法」等の内容を公に発信したことにより懲戒処分とした事案や就業規則の作成について、厚生労働省作成の「モデル就業規則」の内容を否定し、使用者がいたずらに労働条件を引き下げることを助長する内容をホームページに掲載したことにより都道府県社会保険労務士会から指導が行われた事案が発生したところである。

このような行為は、常に品位を保持し、公正な立場で業務を行うべき社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）として、不適切な行為である。

また、労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士等が自らのブログ等で不適切な情報発信を行うことは、個別事案の問題にとどまらず、社会保険労務士全体の業務の適正化を阻害し、ひいては、社会保険労務士法の目的である事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることとなるものである。

ついては、貴会及び都道府県社会保険労務士会において、同様の事案の再発防止のため、下記の対策を実施されたい。

### 記

- 1 社会保険労務士等が、メンタルヘルス対策等その重要性が社会的に共有されている取組みを否定する内容、就業規則の作成に関し使用者がいたずらに労働条件を引き下げることを促す内容及び労働社会保険の保険料を不当に引き下げる脱法的行為を推奨する内容等の公正さを欠く不適切な情報発信を行うことのないよう、研修を実施すること。
- 2 厚生労働省作成の「モデル就業規則」の有用性について、都道府県社会保険労務士会を通じ、可能な限り、社会保険労務士等に周知すること。
- 3 上記1に例示したような不適切な情報発信を行った社会保険労務士等に対し、会則による適正な処分又は注意勧告等を行うことができるよう、都道府県社会保険労務士会の会則等を見直し、より実効性のあるものに改めること。

平成28年4月22日

## 労働者を退職に追い込む代行業等の報道に関する会長声明

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健 造

今般、一部の報道番組において、社会保険労務士が企業から依頼を受けて労働者を退職に追い込むことを業としている旨報じられたが、この報道のとおり、そのような行為を会員たる社会保険労務士が行ったとすれば、社会保険労務士制度の趣旨に反し、社会保険労務士に対する国民の皆様からの信用を失墜させるものであり、到底容認できるものではない。

そもそも社会保険労務士の制度は、「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」に貢献することを目的としており、社会保険労務士は日頃から企業の人事労務管理の様々な場面で、労働者が安心していきいきと働ける職場づくりを実践することが、企業の発展につながるという理念の下に業務を行っている。

したがって、上記の報道のような社会保険労務士が実在するとすれば、これは社会保険労務士制度の趣旨・職責に反し、違法に労働者の権利を侵害するものであると言わざるを得ず、ひいては、全国4万人の社会保険労務士の信用を失墜させるものに他ならないことから、厳正に対処しなければならない。

以上を踏まえ、今般の報道の内容の真偽に関わらず緊急に、労働者を退職に追い込むことを業とするような社会保険労務士が現れることのないよう、都道府県社会保険労務士会との連携を更に強化し、国民の皆様の信頼向上に努めてまいる所存である。

以上

出典：全国社会保険労務士会連合会ホームページ



支えます！ 職場の安心 企業の未来  
**全国社会保険労務士会連合会**  
Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations

Press Release

平成29年9月12日

報道関係者各位

**「働き方改革支援宣言」に関する具体的な取組みについて、  
全国社会保険労務士会連合会が理事会で決議！**

企業の労働環境の整備をはじめとする労務管理に関する国家資格者の全国団体である全国社会保険労務士会連合会(会長 大西健造)は、12日、東京都千代田区のパレスホテル東京で全国47都道府県の会長等役員による理事会を開催。平成29年6月5日に開催の理事会で採択した「働き方改革支援宣言」に関する具体的な取組みの第一弾として、全国47都道府県の社会保険労務士会と連携して、以下の活動を推進することを機関決定した。

理事会における決議事項は以下のとおり。

1. 全国社会保険労務士会連合会と全国47の都道府県社会保険労務士会は、企業の「人を大切にする企業づくり」を支援することを目的に、  
(1) 対応に苦慮していると思われる概ね従業員50人以下の事業所を対象として、企業の労働環境の実情に関する無料の「労務診断ドック」を行い、「働き方改革」に取り組む必要性と改革のポイントを気付いていただく  
(2) 「労務診断ドック」で「働き方改革取り組み宣言」をした企業が希望すれば、連合会特設ホームページ「人を大切にする企業へのひろば(仮称)」で企業名を掲載できる仕組みを作ること
2. 「労務診断ドック」は、平成30年3月末まで実施すること

<本件に関するお問い合わせ先>

全国社会保険労務士会連合会 業務部広報課 (担当：戸崎・高橋・大西・野田)

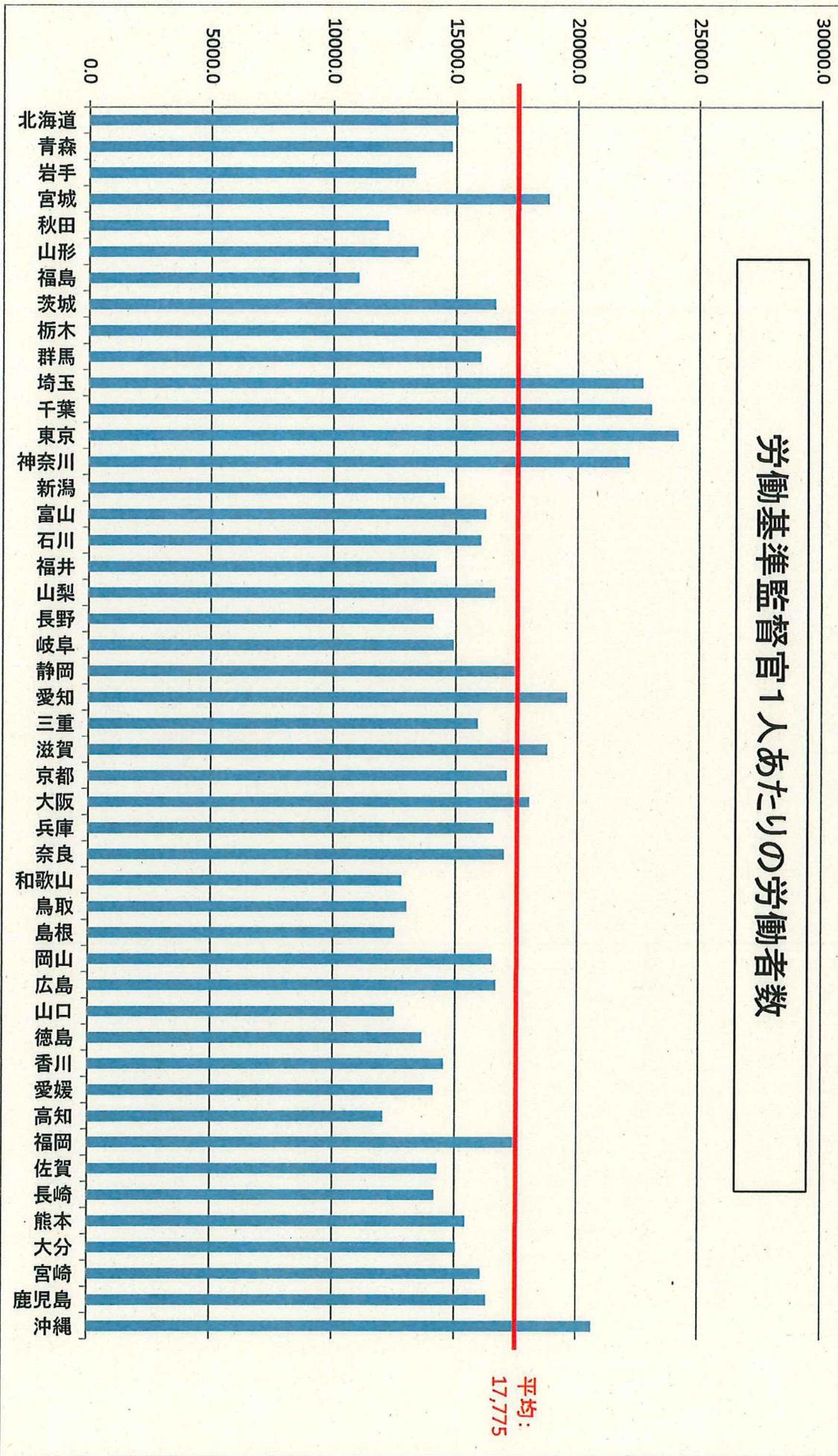
TEL : 03-6225-4870 E-Mail : publicity@shakaihokenroumushi.jp

URL : www.shakaihokenroumushi.jp

## 労働基準監督署の定員について

	労働基準監督署		
	定員	労働基準監督官の定員	それ以外の定員
平成25年度	4,931人	2,880人	2,051人
平成26年度	4,894人	2,889人	2,005人
平成27年度	4,870人	2,901人	1,969人
平成28年度	4,869人	2,923人	1,946人
平成29年度	4,878人	2,978人	1,900人
平成30年度	4,856人	2,991人	1,865人

### 労働基準監督官1人あたりの労働者数



出典: 労働者数は、総務省統計局「経済センサス-基礎調査」(平成26年)の調査票情報を独自集計したもの。  
 労働基準監督官数は、厚生労働省労働基準局調べ(平成29年度)